

宮城県公報

行 政 公 報
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

規 則

告 示

○中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則	(中小企業支援室)	二
○平成八年宮城県告示第五百六十二号(非常勤職員公務災害補償等条例に基づく介護補償の額)の一部改正	(職員厚生課)	二
○令和元年宮城県告示第九百三十三号(非常勤職員公務災害補償等条例に基づく補償基礎額の最低限度額及び最高限度額)の一部改正	(同)	二
○指定納付受託者の指定(四件)	(税 務 課)	二
○ふるさと宮城寄附金の収納事務の委託(三件)	(同)	三
○生活保護法による施術者の指定	(社会福祉課)	四
○特定計量器の定期検査の実施	(産業立地推進課)	四
○農用地利用配分計画の認可	(農業振興課)	四
○漁業災害補償法に基づく同意の届出の審査結果(特定第二号漁業者)(二件)	(水産林政総務課)	五
○漁業災害補償法に基づく同意の届出の審査結果(区域内特定養殖業者)	(同)	五
○保安林の指定の予定	(森林整備課)	五
○保安林の指定の解除の予定	(同)	六
○道路法に基づく市町村道の災害復旧に関する工事の開始	(道 路 課)	六
○都市計画変更の図書の写しの縦覧	(都市計画課)	六
○土地改良区役員の就任及び退任の届出	(仙台地方振興事務所)	六
○土地改良区役員の就任及び退任の届出	(北部地方振興事務所)	六
○土地改良区の定款変更の認可	(東部地方振興事務所)	七

ページ

公 告

○公聴会の開催	(都市計画課)	七
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告(二件)	(契約 課)	八
選挙管理委員会		
○政治団体の届出		一一
○政治団体の届出事項の異動届		一二
○政治団体の解散届		一三
○政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成十八年分)		一四
○政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成十九年分)		一四
○政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成二十年分)		一四
○政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成三十年分)		一四
○政治団体の収支報告書の要旨の公表(令和元年分)		一五
○政治団体の収支報告書の要旨の公表(令和二年分)		一五
○政治団体の収支報告書の要旨の公表(令和三年分)		一六
○政治団体の収支報告書の要旨の公表(令和四年分)		一七
○資金管理団体の届出事項の異動届		一八
○資金管理団体の指定取消し等の届出		一八
○政治資金規正法第十七条第二項の適用を受ける団体		一八
人事委員会		
○第七十三回宮城県職員採用試験(大学卒業程度)の実施		一九
○宮城県職員採用試験(大学卒業程度・民間企業等職務経験者)の実施		一九
○第七十三回宮城県職員採用試験(短期大学卒業程度)及び第八十回宮城県職員採用試験(高等学校卒業程度)の実施		一九
○就職氷河期世代を対象とした職員採用試験の実施		一九
公安委員会		
○警備業法第二十二條第二項第一号に規定する警備員指導教育責任者講習の実施		一九
収用委員会		
○吉田川吉田事件裁決手続開始決定		二一

規 則

中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和四年四月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第五十六号

中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

中小企業高度化資金貸付規則（昭和四十八年宮城県規則第七十号）の一部を次のように改正する。
第四条第五項中「〇・三五パーセント」を「〇・四パーセント」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前に貸付けの決定を受けた高度化資金又は機構貸付資金については、なお従前の例による。

告 示

○宮城県告示第三百一十一号

平成八年宮城県告示第五百六十二号（非常勤職員公務災害補償等条例に基づく介護補償の額）の一部を次のように改正し、令和四年四月一日から適用する。

令和四年四月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

表常時介護を要する状態の項中「七万三千九十円」を「七万五千二百九十円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「三万六千五百円」を「三万七千六百円」に改める。

○宮城県告示第三百一十二号

令和元年宮城県告示第九百三十三号（非常勤職員公務災害補償等条例に基づく補償基礎額の最低限度額及び最高限度額）の一部を次のように改正する。

令和四年四月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

表を次のように改める。

年 齢 階 層	最 低 限 度 額	最 高 限 度 額
---------	-----------	-----------

二十歳未満

四、九四一円

一一、九五七円

二十歳以上二十五歳未満

五、四三六円

一二、九五七円

二十五歳以上三十歳未満

六、〇四九円

一三、九八五円

三十歳以上三十五歳未満

六、二七二円

一六、六九六円

三十五歳以上四十歳未満

六、六九三円

一九、六八九円

四十歳以上四十五歳未満

七、〇四九円

二二、五〇五円

四十五歳以上五十歳未満

七、〇九六円

二三、八九八円

五十歳以上五十五歳未満

六、九九四円

二五、一八九円

五十五歳以上六十歳未満

六、五七〇円

二五、三一九円

六十歳以上六十五歳未満

五、四七三円

二二、〇二二円

六十五歳以上七十歳未満

三、九四〇円

一六、一一七円

七十歳以上

三、九四〇円

一一、九五七円

附 則

（施行期日等）

1 この告示は、公布の日から施行し、改正後の非常勤職員公務災害補償等条例に基づく補償基礎額の最低限度額及び最高限度額の規定は、令和四年四月一日から適用する。

（経過措置）

2 令和四年四月一日前の期間における年金たる補償に係る補償基礎額及び休業補償に係る補償基礎額については、改正前の非常勤職員公務災害補償等条例に基づく補償基礎額の最低限度額及び最高限度額の規定は、同日以後も、なおその効力を有する。

○宮城県告示第三百一十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第一項の規定により、指定納付受託者を次のとおり指定したので、同条第二項の規定により告示する。

令和四年四月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定納付受託者の名称及び主たる事務所の所在地

株式会社トラストバンク 東京都渋谷区渋谷二丁目二十四番十二号

二 指定納付受託者に納付させることができる歳入の種類

寄附金（ふるさと宮城寄附金に限る。）

三 指定年月日

令和四年四月一日

四 指定期間

令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで

○宮城県告示第三百十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第一項の規定により、指定納付受託者を次のとおり指定したので、同条第二項の規定により告示する。

令和四年四月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定納付受託者の名称及び主たる事務所の所在地

トヨタファイナンス株式会社 愛知県名古屋市中区牛島町六番一号

株式会社七十七カード 仙台市宮城野区榴岡二丁目四一二十二

二 指定納付受託者に納付させることができる歳入の種類

寄附金（ふるさと宮城寄附金に限る。）

三 指定年月日

令和四年四月一日

四 指定期間

令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで

○宮城県告示第三百十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第一項の規定により、指定納付受託者を次のとおり指定したので、同条第二項の規定により告示する。

令和四年四月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定納付受託者の名称及び主たる事務所の所在地

株式会社ジャパネットたかた 長崎県佐世保市日宇町二七八一

S B ベイメントサービス株式会社 東京都港区海岸一丁目七番一号

二 指定納付受託者に納付させることができる歳入の種類

寄附金（ふるさと宮城寄附金に限る。）

三 指定年月日

令和四年四月一日

四 指定期間

令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで

○宮城県告示第三百十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第一項の規定により、指定納付受託者を次のとおり指定したので、同条第二項の規定により告示する。

令和四年四月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定納付受託者の名称及び主たる事務所の所在地

S B ベイメントサービス株式会社 東京都港区海岸一丁目七番一号

Pay Pay 株式会社 東京都千代田区紀尾井町一番三号

二 指定納付受託者に納付させることができる歳入の種類

寄附金（ふるさと宮城寄附金に限る。）

三 指定年月日

令和四年四月一日

四 指定期間

令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで

○宮城県告示第三百十七号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、ふるさと宮城寄附金の収納事務を令和四年四月一日次のとおり委託した。

令和四年四月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

東京都渋谷区渋谷二丁目二十四番十二号 株式会社トラストバンク

二 委託期間

令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで

○宮城県告示第三百十八号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五十八條第一項の規定により、ふるさと宮城寄附金の収納事務を令和四年四月一日次のとおり委託した。

令和四年四月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

福岡県福岡市中央区天神一丁目十番二十号

株式会社ジャパネットサートビスイノベーション

二 委託期間

令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで

○宮城県告示第三百十九号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五十八條第一項の規定により、ふるさと宮城寄附金の収納事務を令和四年四月一日次のとおり委託した。

令和四年四月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

東京都中央区京橋二丁目二番一号

株式会社さとふる

二 委託期間

令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで

○宮城県告示第三百二十号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十五条において準用する同法第四十九条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、施術者として次のとおり指定した。

令和四年四月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏名	施術所の名称	住所又は施術所の所在地	指定年月日
日高 伸行	レイス治療院加美	黒川郡大和町吉岡館下六	令和四年三月十四日
日高 京子	レイス治療院加美	黒川郡大和町吉岡館下六	令和四年三月十四日

○宮城県告示第三百二十一号
計量法(平成四年法律第五十一号)第十九條第一項に規定する特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和四年四月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

実施年月日	実施区域	検査受付時間	実施の場所
令和四年六月七日	加美町 宮崎・小野田	午前十時三十分から午後二時三十分まで	加美町小野田福祉センター
六月八日	加美町 中新田	午前十時三十分から午後二時三十分まで	旧仙台法務局中新田出張所
六月十三日	涌谷町 全 域	午前十時三十分から午後二時三十分まで	くがね創庫さくら館
六月十四日	涌谷町 全 域	午前十時三十分から午後二時三十分まで	くがね創庫さくら館
六月十五日	色麻町 全 域	午前二時三十分から午後二時まで	色麻町役場車庫
六月十七日	気仙沼市 唐 桑	午後一時から午後二時三十分まで	気仙沼市唐桑総合支所
六月二十日	気仙沼市 気仙沼・階上・面瀬・松岩	午前十一時から午後二時三十分まで	気仙沼市立松岩公民館
六月二十二日	気仙沼市 気仙沼・新月	午前十一時から午後二時三十分まで	気仙沼市民健康管理センター「すこやか」
六月二十四日	気仙沼市 本 吉	午前十一時から午後二時三十分まで	気仙沼市本吉総合体育館
六月二十七日	気仙沼市 気仙沼・大島	午後一時から午後四時三十分まで	気仙沼市魚市場
六月二十八日	気仙沼市 魚市場周辺	午前九時から午後二時三十分まで	気仙沼市魚市場

○宮城県告示第三百二十二号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十五年法律第百一号)第十八條第一項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

令和四年四月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 農用地利用配分計画の概要
別冊一のとおり

二 認可年月日

令和四年四月二十二日

○宮城県告示第三百二十三号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号。以下「法」という。）第百八条第五項において準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百八条第二項に規定する要件に適合するものと認める。

令和四年四月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域	区分	届出年月日	発起人の住所及び氏名	漁業の種類	特定第二号漁業者数
気仙沼市区域（宮城県漁業協同組合の唐桑支所の地区）	大型定置漁業	令和四年四月八日	気仙沼市唐桑町鮎立百六十三一村上純一 気仙沼市唐桑町竹の袖六十八一十 大沢網株式会社	漁業災害補償法（昭和三十九年政令第百二十九号）第六条に規定する漁業	三人

○宮城県告示第三百二十四号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号。以下「法」という。）第百八条第五項において準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百八条第二項に規定する要件に適合するものと認める。

令和四年四月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域	区分	届出年月日	発起人の住所及び氏名	漁業の種類	特定第二号漁業者数
南三陸町区域（宮城県漁業協同組合の歌津支所の地区）	大型定置漁業	令和四年四月八日	本吉郡南三陸町歌津字伊里前三百七十五 角万漁業生産組合 本吉郡南三陸町歌津字番所五十二 三浦恒志	漁業災害補償法（昭和三十九年政令第百二十九号）第六条に規定する漁業	二人

○宮城県告示第三百二十五号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号。以下「法」という。）第百二十五条の六第三項

において準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の加入区に係る区域内特定養殖業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百二十五条の六第一項に規定する要件に適合するものと認める。

令和四年四月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

加入区の名 称	区 域	届出年月日	発起人の住所及び氏名	養殖業の種類	区域内特定養殖業者数
宮城県第四十七加入区	平成十九年宮城県告示第百十八号（漁業災害補償法）に基づき漁業共済に係る加入区の設定が告示された宮城県漁業協同組合の歌津支所の地区のうち中山、名足、北の沢、大沼、長柴、馬場の区域	令和四年四月八日	本吉郡南三陸町歌津字小長柴十五一九 最知隆 本吉郡南三陸町歌津字中山百十二一 三浦善浩	漁業災害補償法（昭和三十九年政令第百二十九号）第十八条の四に規定するほたて貝等養殖業	三人

○宮城県告示第三百二十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和四年四月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 保安林子定森林の所在場所
 - 一 黒川郡大郷町東成田字三堂沢二の六
- 二 指定の目的
 - 一 土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件
 - 1 立木の伐採の方法
 - (一) 主伐は、択伐による。
 - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び大郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第三百二十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和四年四月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除予定保安林の所在場所

柴田郡川崎町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 解除の理由

道路用地とするため

〔次の図〕は、省略し、その図面を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び川崎町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第三百二十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十七条第八項の規定に基づき市町村道の災害復旧に関する工事を次のとおり開始するので、道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第二条の第二項の規定により告示する。

令和四年四月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

路線名	角田市角田字大島南四〇四番地先から 東町寄井線	工事の区間	同市枝野字柳原四一番地先まで	工事の開始の日	令和四年四月二十二日
-----	----------------------------	-------	----------------	---------	------------

○宮城県告示第三百二十九号

巨理町から巨理都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和四年四月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類

巨理都市計画道路

2 名称

三・四・三号 南町鹿島線

三・五・九号 荒浜大通線

三・五・十号 荒浜西線

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第三百三十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、秋保町土地改良区役員の就任及び退任について、次のとおり届出があった。

令和四年四月二十二日

宮城県仙台地方振興事務所

所長 松 田 茂

一 就任した者

就任年月日	氏名	住 所	役職名
令和四年四月一日	岡崎 正 明	仙台市太白区秋保町長袋字諏訪前十二の三	理事
令和四年四月一日	高橋 勇 一	仙台市太白区秋保町馬場字土蔵三十	監事

二 退任した者

退任年月日	氏名	住 所	役職名
令和四年一月四日	齋藤 亨	仙台市太白区秋保町馬場字町南六十六	監事
令和四年三月三十一日	伊藤 清 史	仙台市太白区秋保町長袋字諏訪前三の二	理事

○宮城県告示第三百三十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、鶴田川沿岸土地改良区役員の就任及び退任について、次のとおり届出があった。

令和四年四月二十二日

宮城県北部地方振興事務所

所長 佐々木 均

一 就任した者

就任年月日	氏名	住 所	役職名
令和四年三月二十五日	高橋 賢一	黒川郡大郷町粕川字日向二十五番地の八	監事

二 退任した者

退任年月日	氏名	住 所	役職名
令和三年十二月二十日	渡邊 信雄	黒川郡大郷町粕川字鶴野十七番地の一	監事

○宮城県告示第三百三十二号

鳴瀬土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、令和四年四月十五日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

令和四年四月二十二日

宮城県東部地方振興事務所

所長 小林 一裕

公 告

○都市計画に関する公聴会規則（昭和四十五年宮城県規則第三号）第二条第一項の規定により、公聴会を次のとおり開催する。

令和四年四月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 公聴会の日時及び場所

日 時	場 所
令和四年五月十一日（水）午後七時から	仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県庁

二 件名

仙塩広域都市計画の変更（素案）について

三 公述申出者の資格

公聴会に出席して意見を述べることができる者（以下「公述申出者」という。）は、松島町の住民又は利害関係人とする。

四 公述の申出等

1 公述申出者は、意見の要旨及びその理由並びに氏名、住所、年齢及び職業（法人にあっては、法人の名称及び所在地並びに当該法人を代表して意見を述べようとする者の氏名、住所、年齢及び当該法人との関係）を記載した書面（以下「公述申出書」という。）により、宮城県知事に申し出ること。
2 公述申出書の提出期限は、令和四年五月六日（金）までとする。ただし、公述申出書を郵送する場合は、同日付けの消印のあるものまでを受け付ける。

3 意見の要旨の全部がこの素案に関係しないとき、又は意見の要旨を同じくする者が多数あるときは、公述人に選定しないことがある。また、公述人が多数あるときは公述の時間を制限し、意見の要旨にこの素案と関係ない部分があるときは当該部分の公述を認めないことがある。
4 公聴会の傍聴を希望する者は、当日、直接会場の受付に申し込むこと。ただし、入場は先着順とするので、満員になったときは、入場を制限することがある。

なお、公述人に選定された者がいないときは、公聴会の開催を取りやめる。

五 素案の概要

仙塩広域都市計画区域について、次の地区を市街化区域に編入する。

市 町 名	地 区 名	面 積 (ha)
松島町	初原	五四・六

六 その他

この公聴会及び素案の内容についての問い合わせは、宮城県土木部都市計画課（仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二二二二一三三三・三三三四）に行うこと。

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。
令和四年四月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

- 1 購入物品及び数量 除雪トラック（四t級） 三台
- 2 購入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- 3 納入期限 令和五年三月二十四日（金）
- 4 納入場所 宮城県仙台土木事務所（宮城県仙台市宮城野区幸町四丁目一番二号）
- 二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- 1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは入札に参加することはできない。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒九八〇〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二-二二-一三三五）へ令和四年四月二十八日（木）午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 電子調達システムの利用

(一) 本調達案件は、電子入札（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する競争入札又は任意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）及び紙入札（書面により執行する競争入札又は任意契約におけ

る相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。)を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認願を提出しなければならない。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先

〒九八〇一八五七〇宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県出納局契約課物品班(担当 内田 香穂 電話〇二二二二二一三三三三)

3 郵送による入札説明書の交付期限 郵送により書面での入札説明書の交付を希望する場合は、令和四年四月二十八日(木)まで2あて申し出ること。

4 一般競争入札参加資格審査

(一) システムを用いて参加資格審査を受ける場合 システムにより入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和四年四月二十八日(木)午前九時から令和四年五月九日(月)午後五時までの間に必要書類を作成の上、システムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(二) 書面により参加資格審査を受ける場合 書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和四年五月九日(月)午後五時までの間に必要書類を作成の上、提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(三) 開札日までの間において、(一)又は(二)において提出された書類に關し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

5 入札書の提出期限等

(一) システムを用いて入札する場合

入札期間 令和四年五月十一日(水)午前九時から令和四年五月十二日(木)午後五時まで

(二) 書面により入札書を提出する場合

イ 日時 令和四年五月十二日(木)午後五時

ロ 場所 2に同じ

ハ 郵送による場合は、配達証明付書留郵便によりイの日時までに到達するよう提出すること。ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。ニ 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があっても受理しない。

6 開札の日時及び場所

令和四年五月十三日(金)午前十時 宮城県庁舎十八階一八〇三会議室

四 入札に参加することができない者 二に定める資格を有しない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条及び第九十八条の規定による。

3 契約保証金 財務規則第一百三十三条及び第一百四十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。)とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 契約書作成の要否 要

8 申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

9 詳細は、入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Nature and Quantity of the Items to be Procured : Snow removal truck, 4-ton class (3 vehicles)

2 Deadline for Delivery : March 24, 2023 (Fri.)

3 Place of Delivery : Miyagi Prefecture Sendai Public Works Office

4 Deadline for Bid Submission : May12, 2022 (Thur.), 5 : 00 p.m.

5 Contact Information : Kaho Uchida, Procurement Section, Government Contract Division, Treasury Department, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai City,

Miyagi Prefecture 980-8570 Japan, TEL: 022-211-3333

6 Language and Currency Used in Contract Procedures : Japanese and Japanese yen only.

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

令和四年四月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

- 1 購入物品及び数量 凍結防止剤散布車（湿式・三ノ級） 二台
- 2 購入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- 3 納入期限 令和五年三月二十四日（金）
- 4 納入場所 宮城県仙台土木事務所（宮城県仙台市宮城野区幸町四丁目一番二号）ほか仕様書のとおりと
- 二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- 1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四の規定に該当しない者であること。
- 2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時まで宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。
- 3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二條第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- 4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。
- 5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七條第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づき更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。
- 6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは入札に参加することはできない。
なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二一二一一三三三五）へ令和四年四月二十八日（木）午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 電子調達システムの利用

(一) 本調達案件は、電子入札（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）及び紙入札（書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところにより

<p>あらかじめ紙入札参加承認書を提出しなければならない。</p> <p>2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先</p> <p>〒九八〇一八五七〇宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県出納局契約課物品班（担当 内田 香穂 電話〇二二二二二二一三三三三）</p> <p>3 郵送による入札説明書の交付期限 郵送により書面での入札説明書の交付を希望する場合は、令和四年四月二十八日（木）まで2あて申し出ること。</p> <p>4 一般競争入札参加資格審査</p> <p>(一) システムを用いて参加資格審査を受ける場合 システムにより入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和四年四月二十八日（木）午前九時から令和四年五月九日（月）午後五時までの間に必要書類を作成の上、システムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない。</p> <p>(二) 書面により参加資格審査を受ける場合 書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和四年五月九日（月）午後五時までの間に必要書類を作成の上、提出し、参加資格の審査を受けなければならない。</p> <p>(三) 開札日までの間において、(一)又は(二)において提出された書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。</p> <p>5 入札書の提出期限等</p> <p>(一) システムを用いて入札する場合</p> <p>入札期間 令和四年五月十一日（水）午前九時から令和四年五月十二日（木）午後五時まで</p> <p>(二) 書面により入札書を出す場合</p> <p>イ 日時 令和四年五月十二日（木）午後五時</p> <p>ロ 場所 2に同じ</p> <p>ハ 郵送による場合は、配達証明付書留郵便によりイの日時までに到達するよう提出する。ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札場所へ提出するものとする。</p> <p>ニ 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があっても受理しない。</p> <p>6 開札の日時及び場所</p> <p>令和四年五月十三日（金）午前十時 宮城県行政庁舎十八階一八〇三会議室</p> <p>四 入札に参加することができない者 二に定める資格を有しない者</p> <p>五 その他</p> <p>1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。</p>	<p>2 入札保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条及び第九十八条の規定による。</p> <p>3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。</p> <p>4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。</p> <p>5 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。）とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を入札書に記載すること。</p> <p>6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。</p> <p>7 契約書作成の要否 要</p> <p>8 申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。</p> <p>9 詳細は、入札説明書による。</p> <p>六 概要</p> <p>Summary</p> <p>1 Nature and Quantity of the Items to be Procured: Pre-wetted salt spreading vehicle, 3-ton class (2 vehicles)</p> <p>2 Deadline for Delivery: March 24, 2023 (Fri)</p> <p>3 Place of Delivery: Miyagi Prefecture Sendai Public Works Office, Miyagi Prefecture Ogawara Public Works Office</p> <p>4 Deadline for Bid Submission: May12, 2022 (Thur.), 5:00 p.m.</p> <p>5 Contact Information: Kaho Uchida, Procurement Section, Government Contract Division, Treasury Department, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai City, Miyagi Prefecture 980-8570 Japan, TEL: 022-211-3333</p> <p>6 Language and Currency Used in Contract Procedures: Japanese and Japanese yen only.</p> <p style="text-align: center;">選挙管理委員会</p> <p>〇宮選管告示第三十三号</p> <p>政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により、次のとおり政治団</p>
--	--

体の届出があった。

令和四年四月二十二日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章太郎

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
岩沼未来会議	国井 陽介	山田 隆	岩沼市桜五丁目四―三九	令和四年三月三十一日
遠藤秀和後援会	遠藤 秀和	遠藤 秀和	気仙沼市本吉町圃の沢一―三	令和四年三月十日
木村美輝後援会	木村 美輝	木村 美穂	石巻市給分浜羽黒下二―一―一	令和四年二月二十二日
品堀よしひろ後援会	高橋 秀樹	田口 雄	巨理郡山元町高瀬字合戦原七二―三五	令和四年三月二十二日
白幡章後援会	白幡 章	小野寺清文	気仙沼市長崎一―二―二	令和四年三月八日
平井たかあき後援会	平井 隆章	坂根 守	巨理郡山元町つばめの杜四―二三―一五	令和四年三月三十一日
ふなやま由美後援会	園田 富三	白鳥 安男	仙台市太白区長町三―八―二七	令和四年三月十六日
山田宏宮城県後援会	細谷 仁憲	佐藤 文彦	仙台市青葉区国分町一―五―一	令和四年三月一日

○宮選管告示第三十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出事項を異動した旨届出があった。

令和四年四月二十二日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章太郎

(一) 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
自由民主党中古自動車販売支部	伊藤 行雄	会計責任者の氏名	高橋 進	梶田 博	令和四年三月十一日
自由民主党宮城県歯科医師連盟	細谷 仁憲	会計責任者の氏名	佐藤 文彦	目黒 一美	令和三年七月一日

日本共産党仙台西地区委員会	園田 富三	代表者の氏名	園田 富三	日比野淳之	令和四年三月十五日
---------------	-------	--------	-------	-------	-----------

立憲民主党宮城県第2区総支部	鎌田さゆり	会計責任者の氏名	須田恵美子	横田ひろ子	令和四年三月二十五日
----------------	-------	----------	-------	-------	------------

(二) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
あさの直美後援会	片倉 勇規	代表者の氏名	片倉 勇規	浅野 直美	令和四年三月四日
伊勢由典後援会	松浦 誠	代表者の氏名	松浦 誠	今野 平治	令和四年一月一日
伊藤博章後援会	鈴木 富夫	会計責任者の氏名	相澤 武政	江間 洋一	令和三年十二月二十五日
伊藤ひろあきハーバー戦略会議	伊藤 博章	会計責任者の氏名	相澤 武政	江間 洋一	令和三年十二月二十五日
氏家善男後援会	大内 吉夫	代表者の氏名	大内 吉夫	佐藤 佑	令和四年三月十日
MSS政策研究会	松原 祐介	代表者の氏名	松原 祐介	齊藤 勝也	令和三年十一月十二日
大泉治後援会	佐々木健佐	代表者の氏名	佐々木健佐	廣中 萌	令和四年三月一日

加藤けんいちを囲む会	齊藤 勝也	主たる事務所の所在地	仙台市青葉区中央四―一六―一六	仙台市青葉区中央四―一六―一六	令和四年三月一日
------------	-------	------------	-----------------	-----------------	----------

金田基後援会	園田 富三	代表者の氏名	園田 富三	日比野淳之	令和四年三月十五日
--------	-------	--------	-------	-------	-----------

菊地たかよし後援会	針生 憲一	会計責任者の氏名	菊地 正人	針生 徳治	令和三年十二月十七日
-----------	-------	----------	-------	-------	------------

幸福実現党利府後援会	小原 康敬	主たる事務所の所在地	多賀城市東田中二―三六―一五	塩釜市袖野田町三―一―一	令和三年二月十四日
------------	-------	------------	----------------	--------------	-----------

このい惣一郎後援会	齋藤 信一	代表者	小原 康敬	今野 博	令和四年三月三日
桜場政行後援会	阿部 久夫	代表者	岩瀬 光輝	初森 優一	令和四年三月三日
佐々木きょう後援会	佐藤 慶一	代表者	齋藤 信一	石川儀一郎	令和四年三月三日
佐藤まさひろ後援会	木皿 善郎	代表者	阿部 久夫	木村 和之	令和四年三月三日
塩釜歯科医師連盟	佐々木 優	代表者	相沢 耕悦	高橋 稚幸	令和四年三月二十二日
政経研究会「蔵」	佐々木喜藏	代表者	相沢 耕悦	高橋 稚幸	令和四年三月二十二日
仙台市議会議員柿沼としかず後援会連合会	柿沼 敏万	代表者	相沢 耕悦	高橋 稚幸	令和四年三月二十二日
仙台市獣医師政治連盟	小野 裕之	代表者	萩原 輝紀	布川 寧	令和四年三月二十二日
大日本義徳神龍塾	二宮 以行	代表者	二宮 以行	鈴木登与和	令和四年二月二十八日
高橋しげのぶ後援会	高橋 重信	代表者	高橋 重信	栗石 顕	平成二十年三月三十一日
高村直也後援会	園田 富三	代表者	園田 富三	赤間 健一	令和四年三月十五日
田口政信後援会	藤浦 静夫	代表者	白鳥 安男	園田 富三	令和四年三月十五日
日本共産党泉区後援会	阿部 吉男	代表者	阿部 吉男	伊藤 貞夫	令和四年三月三日
日本共産党睦峯さだ子後援会	園田 富三	代表者	園田 富三	日比野淳之	令和四年三月十五日
日本共産党すげの直	園田 富三	代表者	園田 富三	日比野淳之	令和四年三月十五日

子後援会	園田 富三	代表者	園田 富三	日比野淳之	令和四年三月十五日
花木則彰後援会	細谷 仁憲	代表者	若狭 隆	若狭 隆	令和四年三月十五日
比嘉なつみ宮城県後援会	若狭 隆	代表者	若狭 隆	若狭 隆	令和四年三月十五日
藤巻博史後援会	若狭 隆	代表者	若狭 隆	若狭 隆	令和四年三月二十九日
三浦友幸後援会	菊地 敏男	代表者	三浦 昌美	佐藤 昌幸	令和四年五月二十六日
みかみ庄一郎後援会	味上庄一郎	代表者	味上 真紀	高橋 宏弥	令和二年十一月一日
宮城県歯科医師連盟	細谷 仁憲	代表者	佐藤 文彦	目黒 一美	令和三年七月一日
宮城県商工政治連盟	手代木 悟	代表者	手代木 悟	門間 忠良	令和三年七月九日
大崎支部	大崎市三本木字北町二五〇二	代表者	栗原市瀬峰下藤二一〇一四	栗原市築館新田二一〇一七	令和三年七月二十九日
宮城県商工政治連盟	千葉キミ子	代表者	千葉キミ子	阿部 忠雄	令和三年六月二十八日
宮城県商工政治連盟	岡崎 清治	代表者	岡崎 清治	尾形 充弘	令和三年六月二十八日
みやぎ仙台支部	仙台区保町長袋字門前一九一二	代表者	仙台区子中央六一六一二三	富樫 利和	令和四年一月一日
MONIE IWANU	佐藤 淳一	代表者	大久保博信	遊佐 祝治	令和四年一月一日
MA佐藤淳一後援会	政治団体の名称	代表者	MONIE IWANA 佐藤淳一後援会	佐藤淳一後援会	令和四年一月一日

○宮選管告示第三十五号
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、次のとおり政治団体が解散した旨届出があった。
 令和四年四月二十二日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章 太 郎

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称

代表者の氏名

解散年月日

秋本よしのり後援会

秋本 好則

令和四年二月二十八日

石川そのえ後援会

石川 園江

令和三年十二月三十一日

石川良彦後援会

山口 瑞彦

令和元年十月一日

上田つとむ後援会

當房 明

令和三年十二月三十一日

かつぬま栄明 河北・北上・雄勝後援会

佐藤幸太郎

令和二年十二月三十一日

角野達也後援会

日比野淳之

令和四年三月十五日

ごのい惣一郎後援会

斎藤 信一

令和四年三月九日

佐藤衛後援会

佐藤 今夫

令和三年二月二十八日

仙台市議会議員柿沼としかず後援会連合会

柿沼 敏万

令和三年六月三十日

大日本義徳神龍塾

二宮 以行

令和四年三月四日

高橋しげのぶ後援会

高橋 重信

平成二十年三月三十一日

帝国保守党

一條 富博

令和三年十二月三十一日

都市問題研究会

目黒 久

令和三年十二月十六日

藤田洋一後援会

結城 英文

令和三年十二月三十一日

舟山あきら後援会

舟山まり子

令和三年四月一日

ふなやま由美後援会

佐藤 芳男

令和四年二月二十八日

未来に希望の会

渡辺 淳

令和四年二月二十八日

森とし子を支える会

児玉 芳江

令和四年一月三十一日

○宮選管告示第三十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項及び第十七条第一項の規定により、政治団体から平成十八年分収支報告書の提出があつたので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

令和四年四月二十二日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章 太 郎

政治団体の収支報告書の要旨（単位：円）

（その他の政治団体）

高橋しげのぶ後援会

報告年月日 4. 3. 30 (20. 3. 31解散)

1 収入総額

0

2 支出総額

0

○宮選管告示第三十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項及び第十七条第一項の規定により、政治団体から平成十九年分収支報告書の提出があつたので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

令和四年四月二十二日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章 太 郎

政治団体の収支報告書の要旨（単位：円）

（その他の政治団体）

高橋しげのぶ後援会

報告年月日 4. 3. 30 (20. 3. 31解散)

1 収入総額

0

2 支出総額

0

○宮選管告示第三十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項及び第十七条第一項の規定により、政治団体から平成二十年分収支報告書の提出があつたので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

令和四年四月二十二日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章 太 郎

政治団体の収支報告書の要旨（単位：円）

（その他の政治団体）

高橋しげのぶ後援会

報告年月日 4. 3. 30 (20. 3. 31解散)

1 収入総額

0

2 支出総額

0

○宮選管告示第三十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項及び第十七条第一項の規定により、政治団体から平成三十年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

令和四年四月二十二日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章太郎

政治団体の収支報告書の要旨（単位：円）

（その他の政治団体）

石川良彦後援会

報告年月日 4. 3. 31 (1. 10. 1 解散)

1 収入総額 0

2 支出総額 0

○阿部謙吾区長選挙四十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項及び第十七条第一項の規定により、政治団体から平成三十一年分（令和元年分）収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

令和四年四月二十二日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章太郎

政治団体の収支報告書の要旨（単位：円）

（その他の政治団体）

石川良彦後援会

報告年月日 4. 3. 31 (1. 10. 1 解散)

1 収入総額 0

2 支出総額 0

○阿部謙吾区長選挙四十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項及び第十七条第一項の規定により、政治団体から令和二年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

令和四年四月二十二日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章太郎

政治団体の収支報告書の要旨（単位：円）

（資金管理団体）

都市問題研究会

資金管理団体の届出をした者の氏名 日黒 久

資金管理団体の届出に係る公職の種類 多賀城市議会議員

報告年月日 4. 3. 31 (3. 12. 16 解散)

1 収入総額 146,073

前年繰越額 116,073

本年収入額 30,000

2 支出総額 127,100

3 本年収入の内訳 個人の党費・会費 (15人) 30,000

4 支出の内訳 政治活動費 127,100

組織活動費 127,100

（その他の政治団体）

かつぬま栄明 河北・北上・雄勝後援会

報告年月日 3. 3. 12 (2. 12. 31 解散)

1 収入総額 307,635

前年繰越額 307,635

2 支出総額 52,924

3 支出の内訳 経常経費 35,874

事務所費 35,874

政治活動費 17,050

組織活動費 17,050

このいづれ一助後援会

報告年月日 4. 3. 9 (4. 3. 9 解散)

1 収入総額 0

2 支出総額 0

<p>佐藤衛後援会 報告年月日 4. 3. 23 (3. 2. 28解散)</p> <p>1 収入総額 0</p> <p>2 支出総額 0</p> <p>仙台市議会議員柿沼としかず後援会連合会 報告年月日 4. 3. 11 (3. 6. 30解散)</p> <p>1 収入総額 1,106,914</p> <p>前年繰越額 887,914</p> <p>本年収入額 219,000</p> <p>2 支出総額 403,050</p> <p>3 本年収入の内訳</p> <p>機関紙誌の発行その他の事業による収入 219,000</p> <p>感謝・感謝・ありがとうの会 219,000</p> <p>4 支出の内訳</p> <p>政治活動費 403,050</p> <p>組織活動費 403,050</p> <p>舟山あきら後援会 報告年月日 4. 3. 9 (3. 4. 1解散)</p> <p>1 収入総額 215,087</p> <p>前年繰越額 215,087</p> <p>2 支出総額 0</p> <p>○宮城県告示第四十一号 政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十二条第一項及び第十七条第一項の規定により、政治団体から令和三年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。</p> <p>令和四年四月二十二日</p> <p style="text-align: center;">宮城県選挙管理委員会 委員長 皆 川 章 太 郎</p> <p style="text-align: center;">政治団体の収支報告書の要旨(単位:円)</p> <p>(資金管理団体) 都市問題研究会</p>	<p>資金管理団体の届出をした者の氏名 日 黒 久 資金管理団体の届出に係る公職の種類 多賀城市議会議員</p> <p>報告年月日 4. 3. 31 (3. 12. 16解散)</p> <p>1 収入総額 120,000</p> <p>前年繰越額 18,973</p> <p>本年収入額 101,027</p> <p>2 支出総額 120,000</p> <p>3 本年収入の内訳</p> <p>個人の党費・会費 (16人) 101,027</p> <p>4 支出の内訳</p> <p>政治活動費 120,000</p> <p>組織活動費 120,000</p> <p>(その他の政治団体) 秋本よしのり後援会 報告年月日 4. 3. 15 (4. 2. 28解散)</p> <p>1 収入総額 0</p> <p>2 支出総額 0</p> <p>石川そのえ後援会 報告年月日 4. 3. 14 (3. 12. 31解散)</p> <p>1 収入総額 0</p> <p>2 支出総額 0</p> <p>上田つとむ後援会 報告年月日 4. 2. 25 (3. 12. 31解散)</p> <p>1 収入総額 0</p> <p>2 支出総額 0</p> <p>角野達也後援会 報告年月日 4. 3. 22 (4. 3. 15解散)</p> <p>1 収入総額 0</p> <p>2 支出総額 0</p> <p>ごのい惣一郎後援会 報告年月日 4. 3. 9 (4. 3. 9解散)</p>
---	---

1	収入総額	0	年間五万円以下のもの	73,253
2	支出総額	0	藤田洋一後援会	
	佐藤衛後援会		報告年月日 4. 2. 10 (3. 12. 31解散)	
	報告年月日 4. 3. 23 (3. 2. 28解散)		1 収入総額	200
1	収入総額	0	前年繰越額	200
2	支出総額	0	2 支出総額	0
	仙台市議会議員柿沼としかず後援会連合会		舟山あきら後援会	
	報告年月日 4. 3. 11 (3. 6. 30解散)		報告年月日 4. 3. 9 (3. 4. 1解散)	
1	収入総額	703,864	1 収入総額	215,087
	前年繰越額	703,864	前年繰越額	215,087
2	支出総額	0	2 支出総額	0
	大日本義徳神龍塾		おなやま由美後援会	
	報告年月日 4. 1. 12 (4. 3. 4解散)		報告年月日 4. 3. 1 (4. 2. 28解散)	
1	収入総額	0	1 収入総額	0
2	支出総額	0	2 支出総額	0
	帝国保守党		未来に希望の会	
	報告年月日 4. 3. 23 (3. 12. 31解散)		報告年月日 4. 3. 18 (4. 2. 28解散)	
1	収入総額	73,253	1 収入総額	0
	本年収入額	73,253	2 支出総額	0
2	支出総額	73,253	森とし子を支える会	
3	本年収入の内訳		報告年月日 4. 2. 24 (4. 1. 31解散)	
	寄附	73,253	1 収入総額	0
	個人分	73,253	2 支出総額	0
4	支出の内訳		○阿部寛昭市長後援会	
	経常経費	68,653	政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十二条第一項及び第十七条第一項の規定によ	
	備品・消耗品費	2,653	り、政治団体から令和四年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、そ	
	事務所費	66,000	の要旨を次のとおり公表する。	
	政治活動費	4,600	令和四年四月二十二日	
	組織活動費	4,600		
5	寄附の内訳			
	[個人分]			

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章 太 郎

政治団体の収支報告書の要旨(単位:円)

(その他の政治団体)

秋木よしのり後援会

報告年月日 4. 3. 15 (4. 2. 28解散)

1 収入総額 0

2 支出総額 0

角野達也後援会

報告年月日 4. 3. 22 (4. 3. 15解散)

1 収入総額 0

2 支出総額 0

ごのい物一郎後援会

報告年月日 4. 3. 9 (4. 3. 9解散)

1 収入総額 0

2 支出総額 0

大日本義徳神龍塾

報告年月日 4. 3. 4 (4. 3. 4解散)

1 収入総額 0

2 支出総額 0

ふなやま由美後援会

報告年月日 4. 3. 1 (4. 2. 28解散)

1 収入総額 0

2 支出総額 0

未来に希望の会

報告年月日 4. 3. 18 (4. 2. 28解散)

1 収入総額 0

2 支出総額 0

森とし子を支える会

報告年月日 4. 2. 24 (4. 1. 31解散)

1 収入総額 0

2 支出総額 0

○宮選管告示第四十四号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第三項第三号の規定により、次のとお

り資金管理団体の届出事項を異動した旨届出があった。

令和四年四月二十二日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章太郎

資金管理団体の届出を 資金管理団体の 異動事項 新 旧 異動年月日

名 名 名 称 名 名 名 名

伏谷 修一 伏谷修一後援会 公職の種類 宮城県議会議員 多賀城市議会議員 令和三年十月三十一日

○宮選管告示第四十五号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第三項第二号の規定により、次のとお

り資金管理団体でなくなった旨届出があった。

令和四年四月二十二日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章太郎

法第十九条第三項第二号による届出

資金管理団体の届出 資金管理団体の名称 資金管理団体でなくなった年月日

をした者の氏名 氏名 氏名

目黒 久 都市問題研究会 令和三年十二月十六日

○宮選管告示第四十六号

次の政治団体は、政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第二項の規定により、

令和四年四月一日以後、政治活動(選挙運動を含む。)のために、寄附を受け又は支出をすることが

できない団体となつたので、同条第三項の規定に基づき告示する。

令和四年四月二十二日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章太郎

政治団体の名称 代表者の氏名 会計責任者の氏名 主たる事務所の所在地

熱海しげのりと市政を考え渡辺 稔 高橋 克之 東松島市矢本字寿町二九

る会

阿部かほる後援会 添田 紀子 阿部 一雄 塩竈市野田一八一二四

改革の会 佐藤 雅俊 佐藤 雅俊 石巻市和潤清水六四一

克己会 高橋 克也 高橋 圭 仙台市若林区東七番丁一

黒須貫後援会 佐藤 勝征 星 晋一 角田市島田字四拾刈一二
 齊藤すみ子を励ます女性後援会 本田 弘枝 庄司 良子 石巻市吉野町一七七八
 佐藤しようじ後援会 佐藤 傳 佐藤 純一 亘理郡亘理町逢隈高屋字鳥東一六
 市民が主役のまち多賀城を創る会 鈴木 明広 松戸 信博 多賀城市町前三二二二一

鈴木あきひろ後援会 鈴木 邦彦 松戸 信博 多賀城市留ヶ谷一六二六二八
 高橋克也後援会 高橋 克也 高橋 圭 仙台市若林区東七番丁一
 高橋としのり後援会 赤間誠寿郎 千坂 春亀 宮城郡松島町高城字三居山二五〇

竹中弘光後援会 菅原 博敏 竹中 江子 遠田郡涌谷町字田町裏一七七一
 ふせたかひさ後援会 及川 幾雄 阿部 泰彦 登米市追町佐沼字西佐沼二〇二二
 布施たかひさ連合後援会 佐藤 幸一 阿部 泰彦 登米市追町佐沼字西佐沼二〇二二

細川ゆういち後援会 渡邊 善伸 菊地 富雄 仙台市若林区蒲町二九二二
 まはた善次後援会 乳井 昭道 中鉢 強 柴田郡川崎町支倉台一〇一〇九
 杜の都政策研究会 鹿野 哲義 佐藤 紀彦 仙台市青葉区大町一〇一〇六

人事委員会

○第七十三回宮城県職員採用試験（大学卒業程度）を別冊二のとおり実施する。
 令和四年四月二十二日

宮城県人事委員会
 委員長 千葉 裕 一

○宮城県職員採用試験（大学卒業程度・民間企業等職務経験者）を別冊三のとおり実施する。
 令和四年四月二十二日

宮城県人事委員会
 委員長 千葉 裕 一

○第七十三回宮城県職員採用試験（短期大学卒業程度）及び第八十回宮城県職員採用試験（高等学校卒業程度）を別冊四のとおり実施する。
 令和四年四月二十二日

宮城県人事委員会
 委員長 千葉 裕 一

公安委員会

宮城県人事委員会
 委員長 千葉 裕 一

○宮城県公安委員会告示第49号
 警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。
 令和4年4月22日

宮城県公安委員会委員長 山口 哲男

1 講習に係る警備業務の区分及び実施期日

(1) 警備業務の区分
 法第2条第1項第1号に規定する警備業務（以下「1号警備業務」という。）

(2) 実施期日

ア 新規取得講習
 (ア) 第1回講習
 令和4年6月6日（月）から同月15日（水）までの上、日曜日を除く8日間

(イ) 第2回講習
 令和4年6月27日（月）から同年7月6日（水）までの上、日曜日を除く8日間

イ 追加取得講習

(イ) 第1回講習
 令和4年6月9日（水）から同月14日（火）までの上、日曜日を除く4日間

(イ) 第2回講習

令和4年6月30日（水）から同年7月5日（火）までの上、日曜日を除く4日間

2 実施場所

仙台市泉区天神沢1丁目4番11号
 一般社団法人宮城県警備業協会

3 受付人員

新型コロナウイルス感染症感染拡大対策のため、第1回講習及び第2回講習ともに新規取得講習及び追加取得講習あわせて30人程度とし、宮城県内に居住する者のみ受付の対象とする。

4 受講対象者

(1) 新規取得講習

受講申請受付日において、次のいずれかに該当する者

ア 最近5年間に1号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事し、かつ、現に当該警備業務に従事している者
エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者
オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上1号警備業務に従事している者

(2) 追加取得講習

受講申請受付日において、1号警備業務以外の警備業務の区分に係る法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証（以下「資格者証」という。）又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「修了証明書」という。）の交付を受けている者であって、前記(1)～ア～オのいずれかに該当する者

5 事前申込み

(1) 受付専用電話

宮城県警察本部長生活安全企画課受付専用電話（022-224-7311）にて事前申込みを受け付け、予約番号を付与する。
なお、1回の電話での受付は1人とする。

(2) 受付期間

ア 第1回講習

令和4年5月9日（月）から同月13日（金）までの5日間（5月9日から12日までは午前9時から午後5時まで、最終日は午後3時まで）

イ 第2回講習

令和4年5月30日（月）から同年6月3日（金）までの5日間（5月30日から6月2日までは午前9時から午後5時まで、最終日は午後3時まで）
なお、受付は先着順とし、定員に達した場合は期間内であっても締め切る。

6 受講手続

事前申込みにより予約番号を取得した者に対する受講手続は、次のとおり行う。

(1) 申請受付期間

ア 第1回講習

令和4年5月16日（月）から同月20日（金）までの5日間（午前9時から午後5時まで）

イ 第2回講習

令和4年6月6日（月）から同月10日（金）までの5日間（午前9時から午後5時まで）

(2) 申込書の提出先

事前申込みの際に警察署を指定するので、申請受付期間内に指定された警察署生活安全課に提出すること。
なお、郵送及び代理人による提出は受け付けない。

(3) 提出書類

ア 警備員指導教育責任者講習申込書 1通

イ 資格者証又は修了証明書の写し 1通（追加取得講習受講者のみ）

ウ 受講対象者に該当することを疎明する書面 1通

(ア) 前記4-(1)～アに該当する者

最近5年間に、1号警備業務に従事した期間が通算して3年以上であることを証明する警備業者等の作成に係る警備業務従事証明書（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書

(イ) 前記4-(1)～イに該当する者

1級検定の合格証明書の写し

(ウ) 前記4-(1)～ウに該当する者

2級検定の合格証明書の写し及び当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上1号警備業務に従事していることを証明する警備業務従事証明書

(エ) 前記4-(1)～エに該当する者

旧1級検定の旧検定規則第8条の合格証の写し

(オ) 前記4-(1)～オに該当する者

旧2級検定の旧検定規則第8条の合格証の写し及び当該検定に合格した後、継続して1年

以上1号警備業務に従事していることを証明する警備業務従事証明書

(4) 受講手数料

公安委員会関係手数料条例(平成12年宮城県条例第21号)第2条第1項の表63の項に基づき、新規取得講習受講者にあつては47,000円、追加取得講習受講者にあつては23,000円の額に相当する宮城県収入証紙により、受講申込時に納付すること。

7 講習の委託先

仙台市泉区天神沢1丁目4番11号
一般社団法人宮城県警備業協会

8 その他

- (1) 講習については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の状況により、延期又は中止となる場合がある。
 - (2) 受講に当たっては、感染症等予防対策(マスクの着用、会場入場前の手洗い等)を行うこと。
 - (3) 講習の休憩時間等に他の受講者との不要な接触は控えること。
 - (4) 講習日初日から起算して2週間前に海外(感染流行国)又は国内の感染流行地域への渡航歴、移動歴のある者の受講は認めない。
 - (5) 発熱者や体調不良者等については、受講を認めない。
- 9 講習に関する問い合わせ先
警察本部生活安全部生活安全企画課
(電話番号022-221-7171 内線3055・3056)

収用委員会

○宮城県収用委員会告示第3号

土地収用法(昭和26年法律第219号)第45条の2の規定により、次のとおり裁決手続の開始を決定した。

令和4年4月22日

宮 城 県 収 用 委 員 会

- 1 起業者の名称
国土交通大臣 斉藤 鉄夫
- 2 事業の種類
一般河川鳴瀬川水系吉田川改修工事(吉田川河道掘削・宮城県黒川郡大和町落合舞野字上舞野西地内から同町吉田字松木川原地内まで)

3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等

所在 宮城県黒川郡大和町吉田字高田橋本

地番	地目		地積(m ²)		収用しようとする土地の面積(m ²)
	公簿	現況	公簿	実測	
7番1	畑	畑	2848	2848.77	2,533.25
7番5	原野	原野	318	318.81	318.81

4 土地所有者の氏名及び住所

別紙のとおり

(注) 別紙については、当委員会事務局に備え置いて縦覧に供する。縦覧時間は、宮城県の執務時間を定める規則(平成元年4月1日宮城県規則第45号)に規定する県の執務時間とする。

5 土地に関して所有権以外の権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
なし

6 裁決手続の開始を決定した年月日
令和4年4月8日